

実質化された人・農地プラン

〔高並・下船木・上船木・小稲・大重見・小野川内〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宇佐市	高並地区	令和3年3月22日	令和 年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(農業委員会の地区データを活用)	117.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	60.2 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.4 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	26.7 ha

2 対象地区の課題

<p>高並地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。地区の担い手が少なく、今後高齢化が進み小規模農家が農業をリタイアする時に耕作放棄地になることが懸念される。耕作放棄地を増やさなためにも、水路の改修や鳥獣被害防止柵の設置等の基盤整備を行い、新規の担い手を増やしていくことが課題である。</p>
<p>高並地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。人手不足による耕作放棄地の増加や水路の老朽化・鳥獣被害が問題であり、水路の改修や鳥獣被害防止柵の設置などが課題である。</p>
<p>下船木地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。山間部で、今後耕作放棄地や高齢化による担い手不足が懸念される。地区外からの担い手を確保することが課題であり、そのためには水路の整備や鳥獣被害防止柵の設置等が必要である。</p>
<p>上船木地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。山間部で、今後耕作放棄地や高齢化による担い手不足が懸念される。地区外からの担い手を確保することが課題であり、そのためには鳥獣被害防止対策や耕作放棄地の基盤整備が必要である。</p>
<p>小稲地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。鳥獣被害防止対策や水路の整備等が課題である。</p>
<p>大重見地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。鳥獣被害防止柵の設置や水路の整備等が課題である。</p>
<p>小野川内地区 地区の担い手は、認定農業者の個人経営体が主な担い手となっている。耕作放棄地や高齢化による担い手不足が課題である。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

各行政区の農地利用は基本的には、現在主に耕作している認定農業者の個人に集積・集約化している。今後は、各行政区の農地は人・農地プランに記載されている各行政区内の規模拡大の意向のある中心経営体に、地権者と耕作者と協議しながら集積・集約していく。また、認定農業者や規模拡大の意向のある中心経営体がない行政区は、高並地区内の他の行政区の中心経営体に集積・集約していく。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	備考
認農	A	WCS	5.00 ha	WCS	10.00 ha	
認農	B	WCS、水稲	2.50 ha	WCS、水稲	7.00 ha	
認農	C	WCS、水稲	3.40 ha	WCS、水稲	6.40 ha	
認農	D	WCS、水稲	4.40 ha	WCS、水稲	7.40 ha	
到達	E	水稲	2.20 ha	水稲	4.20 ha	
到達	F	WCS、水稲等	1.20 ha	WCS、水稲等	3.20 ha	
	G	WCS、水稲等	2.20 ha	WCS、水稲等	4.20 ha	
	H	WCS、水稲	2.30 ha	WCS、水稲	2.30 ha	
	I	水稲	1.70 ha	水稲	3.70 ha	
	J	水稲、果樹等	1.50 ha	水稲、果樹等	1.50 ha	
	K	水稲、WCS	1.00 ha	水稲、WCS	3.00 ha	
	L	水稲	0.80 ha	水稲	2.00 ha	
	M	WCS、飼料米等	1.70 ha	水稲、飼料米等	1.70 ha	
	N	水稲	1.00 ha	水稲	1.00 ha	
	O	水稲	1.50 ha	水稲	1.50 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	15 人		32.4 ha		59.1 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

アンケート結果により、現状では農地の貸付等の意向はなかった。今後は、高齢化により農業をリタイアする方が増えてくると思われるので、各地区の総会等で農地の貸付け意向の確認を行い、高並地区の区長会等で情報共有を行う。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、利用権設定を行う際には、原則として、農地中間管理機構を活用していく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上を図るため、高並・上船木・小稲・下船木において中山間地域総合整備事業(集落型)において水路改修等の基盤整備に取り組む。

新規・特産化作物の導入方針

米の土地利用型作物以外に、麦などの地場産業につながる作物や6次産業化して特産品になるような作物の導入を検討していく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣被害防止(シカ、イノシシ)対策を、各行政区ごとにまとめて電気柵や防護柵を取組むことを検討する。